

旧陸海軍軍法会議法の意義と司法権の独立
—五・一五及び二・二六事件裁判に見る同法の本質に関する一考察—

山本政雄

【要約】大正デモクラシー下の、1921（大正 10）年に制定された陸軍軍法会議法及び海軍軍法会議法によって、軍法会議にも人権擁護の遵守と司法権の独立が宣明されていた。しかし、昭和期の五・一五及び二・二六の両事件を審理した軍法会議の実態は、同法がその原理とした「統帥権と司法権の調和」や、理念に掲げていた司法権の独立が、実は有名無実なものに過ぎなかったことを示唆している。

はじめに

現代の我が国で軍法会議といえは、戦前の帝国陸海軍における、非人道的な統治制度としてのイメージが想起されるものの、法制面を含めた制度の実態は、ほとんど知られていないのが実情であろう。このため、戦前の我が国にあった軍法会議制度とは、どのようなものであったのか、これを法制史と軍政史の観点から、体系的に解明することを企図した。その最初の研究成果の一つとして、本制度誕生の背景や軍法会議法の制定経緯等の歴史的側面を考察した、「旧陸海軍軍法会議法の制定経緯—立法過程から見た同法の本質に関する一考察—」を『防衛研究所紀要』第9巻第2号（2006年12月）に発表した。

すなわち、我が国の軍法会議は、「統帥権と司法権の調和」を図ることを目的に、軍隊内の刑事裁判制度として、フランス軍制度の模倣によって誕生した。そして、その最初の根拠法として、陸軍治罪法が1883（明治16）年に、またその翌年に海軍治罪法が制定されたが、これら陸海軍治罪法が依拠したのは、同じくフランス法を起源とする、一般法の治罪法（80（同10）年制定による我が国初の近代的刑事訴訟法）であった。然るに、これらの母法であるフランス型刑事法は、糺問主義¹的構造を有していたため、明治期の刑事司法制度には、前近代的な色彩が色濃く残存しており、とりわけ軍法会議においては、被告人の人権擁護など、その概念すらなかったのが実態であった。

その後、1889（明治22）年の大日本帝国憲法の発布を境に、我が国の刑事司法制度は、

¹ 刑事訴訟について、裁判官と訴追者の分離がなく、裁判官が職権で手続を開始し、被告人を取り調べ、審理し、裁判する方式。これを含めて以下、法律用語は池田修・前田雅英『刑事訴訟法講義』（東京大学出版会、2004年）及び『法律用語辞典』第3版（有斐閣、2006年）等を参照した。

より国情の合致したドイツ型への傾斜を強めていき、紆余曲折を経て、1921（大正 10）年に陸海軍治罪法の改正法として、陸軍軍法会議法及び海軍軍法会議法が制定された。さらに翌 22（同 11）年には、一般法も旧刑事訴訟法（現行の刑事訴訟法に対する呼称であり、大正刑事訴訟法とも呼称される）に改められ、ここにドイツ型に倣った戦前の我が国の刑事司法制度は完成を見た。これら諸法の成立によって、我が国の刑事司法制度は、少なくとも形式的には、近代的裁判制度の象徴とされる、弾劾主義²に移行したのである。

この軍法会議法が規定する、常設軍法会議³における基本的訴訟手続は、戦地での裁判を想定した特設軍法会議⁴における例外規定を除いて、概ね旧刑事訴訟法の規定に整合されていた。さらに、大正期以降の軍法会議の特徴として、明治期の軍法会議には認めていなかった「弁護人の関与」、「審判の公開」及び「上告⁵」等の各規定が新たに加えられ、被告人の人権擁護に配慮した制度に刷新されたことが挙げられる。すなわち、大正デモクラシーの風潮下で成立した陸海軍軍法会議法とは、一般法の規定に整合し、被告人の人権擁護と司法権の独立を宣明した、民主主義的な刑事裁判を規律する法律であった。そうであるならば、軍法会議というものに対するイメージは大幅な修正を迫られるわけであり、同法の制定経緯を考察した前掲紀要論文では、この点についての検証の必要性を提起した。

よって本稿で、実際の裁判事例を通じて軍法会議法運用の実態を考察し、さらなる同法の本質解明を試みることにした。とはいえ、軍法会議における訴訟記録の多くは、終戦時に破棄されたようであり、特に戦地の特設軍法会議に関する記録は、ほぼ現存しない。また、終戦時国内にあって破棄を免れたものも、戦後各地方検察庁やその他の司法官署に移管され、所在そのものが判然としないことに加え、さらにプライバシー上の問題も相まって、簡単には閲覧できないのが現状である。このような状況にあって、歴史上の大事件として記録されている 1932（昭和 7）年の五・一五事件や、36（同 11）年の二・二六事件に関しては、比較的史料が豊富なこともあって、歴史研究の分野においては極めて多数の先行研究があり、この分野ではほぼ研究され尽くしている観もある⁶。

² 刑事訴訟について、裁判所以外の者の請求によって訴訟を開始するもの。また、訴訟が裁判所、訴追者、被告人の間で進められるものを弾劾主義という場合もある。

³ 戦時・平時を問わず恒常的に設置されていた軍法会議で、陸軍には「高等軍法会議」や「師団軍法会議」があり、海軍には「高等軍法会議」や「鎮守府軍法会議」等があった。

⁴ 戦時事変等に際して必要に応じて設置され、陸軍の「軍軍法会議」や「合囲地軍法会議」等が、また海軍には「艦隊軍法会議」及び「合囲地軍法会議」等があった。

⁵ 上級裁判所への上訴のうち、憲法違反や判例違反を理由とするもの。これに対し、法令違反や事実誤認、量刑不当等、広い範囲の理由を認めるものを控訴という。

⁶ 前田治美『昭和叛乱史』（日本週報社、1965年）、林茂編『二・二六事件秘録』（小学館、1971年）、高宮太平『順逆の昭和史』（原書房、1971年）、松本清張『昭和史発掘』12（文藝春秋、1971年）、松下芳男『日本陸海軍騒動史』（土屋書店、1974年）、保阪正康『五・一五事件 橘孝三郎と愛郷塾の軌跡』（草思社、1974年）、花園一郎『軍法会議』（新人物往来社、1974年）、大江志乃夫『戒嚴令』

その一方で、刑事司法の視点に立った法学分野での専門的研究、就中、両事件の軍法会議の法律論に特化した考察に関しては、歴史分野ほどの研究の蓄積は見られない。然るに近年になって発見された新史料、いわゆる「匂坂資料」は、これらの事件に対する法学分野での研究を大いに促した⁷。同史料は、当時の軍司法当局の内部資料ともいえる第一級の史料であり、審理に当たった軍法会議の法的側面を考察する上で、極めて貴重な示唆を与えてくれる。さらに、防衛研究所には、これらの事件裁判の判決謄本や、その他の訴訟記録に類する、歴史的に極めて貴重な史料が現存していることも判明した。このため、軍法会議法運用の実態を考察する事例として、このような刑事司法の視点からの先行研究が比較的少ない、当該両事件の裁判を対象とすることとした。

1 公判審理の実態—五・一五事件裁判—

(1) 事件の概要

昭和初期の慢性的不況は、労働者や農民といった一般大衆の生活困窮を招き、国民の政治不信が増大していた。陸海軍の青年将校や民間の右翼主義者らは、これを我が政財界の腐敗に由来すると考え、急進的な国家改造運動を展開していた。こうして勃発したのが、民間右翼井上日召率いる右翼団体「血盟団」による、1932（昭和7）年2月7日の前蔵相井上準之介の暗殺と、3月5日の三井財閥の巨頭團琢磨の暗殺、世にいう血盟団事件であり、以後のテロ事件の嚆矢となった。

次いで、古賀清志や三上卓両海軍中尉を中心とする、海軍青年士官が決起計画を策定し

（岩波書店、1978年）、北博昭「二・二六事件と陸軍法務局長大山文雄」『軍事史学』第15巻第4号（1979年12月）、同「東京陸軍軍法会議の設置と陸軍省法務局」『日本歴史』第427号（1983年12月）及び同「東京陸軍軍法会議検察官匂坂春平の虚実」『日本歴史』第516号（1991年5月）、寺崎秀成・マリコテラサキミラー編『昭和天皇独白録』（文藝春秋、1991年）、五味幸男・濱廣匡編『五・一五事件の謎 濱大尉の思想と行動』（鳥影社、1996年）等が挙げられよう。

⁷ 法学者の視座からのものとして、過去には我妻栄編『日本政治裁判史録 昭和・後』（第一法規出版、1970年）が代表的であり、これ以降しばらくはこの種の文献の刊行は見られなかった。その後、事件の裁判に関与した、元陸軍法務官匂坂春平の遺した史料が1987（昭和62）年に発見され、89（平成元）年に原秀男・澤地久枝・匂坂哲郎編『検察秘録 五・一五事件』と同『検察秘録 二・二六事件』（いずれも角川書店）として刊行された。これがいわゆる「匂坂資料」と呼ばれるものである。またこの後、元陸軍法務官原秀男らの調査によって、長らく行方不明となっていた二・二六事件の裁判記録が東京地方検察庁で発見され、93（同5）年に公開されたこと等によって、徐々に当時の軍法会議の実態が明らかになりつつある。こうして近年は、松本一郎「東京陸軍軍法会議についての法的考察」『獨協大学法学部創設25記念論文集』（第一法規出版、1992年）や原秀男『二・二六事件軍法会議』（文藝春秋、1995年）に代表されるような、法学者による専門的論考に接することができる。しかしながら、五・一五事件裁判に関しては、依然として、このような専門的論考は見あたらない。

たが、陸軍側の大勢は時機尚早としてこれに同調せず、結局、海軍士官 6 名と陸軍士官学校生徒 11 名及び民間人 10 名（元陸士生徒 1 名を含む）が行動を開始した。同年 5 月 15 日の未明、彼らは首相官邸、内大臣牧野伸顕邸、政友会本部、日本銀行及び三菱銀行を襲撃し、とこの首相政友会総裁犬養毅と官邸警備の警察官 1 名を射殺した。さらに、この日の日没後には、東京電燈淀橋変電所等 6 カ所の変電所と警視庁も襲撃したが、その被害は微々たるものだった。そして、決起行動もここまでで、古賀らが企図した戒厳令の布告や、変電所襲撃による東京市内の混乱も生起せず、一隊は自ら憲兵隊等に出頭した。

この事件の裁判は、直接行動に加わった海軍士官 6 名に加担者 4 名を加えた計 10 名については海軍東京軍法会議、陸軍士官学校生徒 11 名については陸軍第 1 師団軍法会議、また民間人 11 名（直接行動者に 2 名を追加する一方、1 名は予審中に病死）は東京地方裁判所で、それぞれ審理された。このとき、軍人側の刑罰が最高でも禁錮 15 年であったのに対して、民間側では無期懲役を含む重い刑が科せられているように、本事件裁判は、不可解な結末を迎えることとなる。そして、五・一五事件の意義は、戦前における我が国の政党政治が終焉を迎えたこととともに、この 4 年後に勃発した二・二六事件への影響、すなわち「この事件がなければ二・二六事件は起き得なかった」⁸と考えられることにある。

（2）軍法会議の構造—法務官の立場—

本事件に対する海軍側の裁判は、常設軍法会議たる海軍東京軍法会議において、高須四郎大佐を裁判長として、1933（昭和 8）年 7 月 24 日に公判が開始された。ちなみに、海軍の東京軍法会議は、実は東京ではなく横須賀に所在していたのであるが、五・一五事件の審理を担当した同軍法会議を横須賀鎮守府軍法会議と混同して、「海軍横須賀軍法会議」としている文献があるが⁹、これは誤りである。また、同軍法会議の裁判官は、判士 4 名（裁判長高須大佐のほか、大和田昇少佐、藤尾勝夫大尉及び木阪義胤大尉）と高頼治法務官¹⁰（文官）であった。一方、陸軍側については、西村琢磨砲兵中佐を裁判長とする、陸軍第 1 師団軍法会議において、海軍より 1 日遅れて 7 月 25 日から、さらに民間人については、東京地方裁判所で神垣秀六を裁判長に、9 月 26 日からそれぞれ公判が開始された。

⁸ 原秀男・澤地久枝・匂坂哲郎編『検察秘録 五・一五事件 I』（角川書店、1989 年）22 頁。

⁹ 松下芳男『日本陸海軍騒動史』（土屋書店、1974 年）298 頁や海軍歴史保存会編『日本海軍史 第三卷』（第一法規出版、1995 年）329 頁等。

¹⁰ 軍法会議法で新設された制度であり、大正 10 年勅令第 98 号陸軍法務官及海軍法務官任用令によって、終身官高等官二等以上の勅任官又は高等官三等以下の奏任官とされた。検察官及び予審官は法務官から任命し、また原則として 5 名で構成する裁判官のうち 1 名は法務官を充てることとされた。陸海軍治罪法下にはなかった制度で、軍法会議の法的正当性が高まったとされる。

海軍軍法会議の検察官¹¹には、高法務官と同じく海軍省法務局所属の山本孝治法務官が任命された。そもそも軍法会議検察官とは、軍法会議長官¹²に隷属し、捜査を為し、公訴を行う（海軍軍法会議法第 67 条。以下、海軍又は陸軍軍法会議法の条文番号のみを掲示する）のであって、検察官は法務官中より長官が命じるのである（68）。つまり軍法会議の特色として、臨時に任命される将校裁判官以外の、裁判官としての法務官（47）も、検察官としての法務官（68）も、さらには予審官¹³としての法務官（62）も、当該軍法会議を主宰する組織の同一法務部局に所属する、いわば同僚であったとすることができる。

ここでいう軍法会議主宰組織の法務部局とは、海軍の場合は海軍省法務局や鎮守府法務部を意味し、したがって海軍東京軍法会議の場合、軍法会議長官は海軍大臣であった（10）から、予審官、検察官及び裁判官に任命される法務官は、いずれも海軍省法務局所属の法務官であるということになる。また、陸軍についても同様に、本事件を審理した陸軍第 1 師団軍法会議の検察官は、同師団法務部の匂坂春平法務官であり、匂坂はこの後の陸軍省法務局員当時、二・二六事件裁判にも、検察官として関与している。

このように、司法及び捜査・検察機関の関係者が、同一組織に属していたという事実を由来として、もともと軍法会議における法務官の立場には、法的に非常に微妙な問題が潜在していたことが推察される。このため、本事件裁判の状況を確認する前に、このような法務官の性格を通じて、軍法会議の構造について考察しておきたい。通常、彼ら法務官は法務局又は法務部に所属し、陸海軍大臣や、陸軍であれば師団長等及び海軍であれば鎮守府司令長官等の部下として、固有の司法行政を行っている。軍法会議を開催するに際して、軍法会議長官は、裁判官たる判士を部下の将校から選出する一方、裁判官としての法務官に加え、検察官及び予審官としての法務官を、隷下所属の法務官から指定した。

軍法会議とは、刑事裁判に関する特別裁判所であって、そこでは通常裁判所と同様に、審判機関に属する裁判官及び予審機関に属する予審官は、他の干渉を受けないこととされていた（46、176、218、228、265、279、287）。したがって、公訴提起後の裁判官はもとより、検察官からの予審請求を受けて（313）予審の処分に入った予審官には、長官と

¹¹ 捜査権、公訴権を有する行政官。通常裁判では検事と呼称し、旧刑事訴訟法で大きな捜査権限が認められていたが、現行法では司法警察職員に第一次的捜査権限を認めている点が異なる。

¹² ドイツ軍法に由来する呼称で、陸海軍大臣や師団長、鎮守府長官あるいはその他の部隊指揮官等、軍法会議法の規定に従い、すべての訴訟手続を主宰する者を意味する。

¹³ 予審とは、旧刑事訴訟法で規定されていた訴訟手続であり、被告人を公判に付すか否かを決し、併せて公判で行い難い証拠保全、取調べを目的として行う訴訟手続をいい、裁判に捜査を連繋させることを目的とした、西欧大陸諸国（大陸法）の裁判制度である。予審判事（予審官）は、裁判所判事と同等の権限を有する一方、強制力を持った捜査活動の権限も有しているため、被告人の人権上の問題や、捜査手続と裁判手続の混同といった理論的な理由によって、多くの問題ある手続とされた。このため、英米法の影響を強く受けている我が国の現行刑事訴訟法では、本制度は廃止されている。

いえどもこれらの訴訟上の行為には干渉することはできなかつた。しかしながら、予審官に相当する通常裁判所の予審判事には、裁判終結の権限が付与されていた（旧刑事訴訟法第309～315条）のに対して、軍法會議予審官は、あくまでも予審結果の検察官への送付義務があるのみであった（330）。そして、予審官の報告に検察官は意見を添えて長官に報告することとなっていたので（331）、この各段階で、予審官の行為に検察官の意向が大きく反映される余地があった。このように、軍法會議では裁判官に比べて予審官の独立性は低かつたが、もともと裁判官も予審官も、ともに組織固有の指揮監督権に服する法務官であり、これらの法的独立性がどこまで担保されていたのか、大いに疑問が残る。

これら裁判官や予審官とは別に、訴追者たる検察官についても、法務官としての視座から、その位置付けについて見てみたい。軍法會議においては、検察官に犯罪捜査や予審結果の長官への報告を義務づける一方、長官に起訴又は不起訴の最終判断の権限を集中して（308、332）、長官への隷属性を明確にしているように、独自の判断で検察権を行使する、通常裁判における検事とは、大いにその性格が異なる。そもそも軍法會議の理念として、統帥権と司法権は明確にそれぞれが独立し、そのうえで軍検察権は、これらとは別の軍政に含まれるものとされていた¹⁴。こうした理論構成によって、軍検察及び統帥並びに司法の各権の独立、つまりは軍法會議の司法官署としての法的正当性が宣明されていた。

しかしながら、軍事裁判の場においては、軍政と統帥権の境界が曖昧であり、軍検察権が統帥権の立場から発動される素地が十分にあったといえる。このことは、軍法會議という裁判が、実は統帥権と司法権の相克の場であることが予想されていたのであり、まさにそのために「統帥権と司法権の調和」を目的とした軍法會議法が、立法化されていたとの背景がある。以上のような、法務官の性格を通じて確認した、軍法會議の基本的構造を踏まえ、次にその裁判の実態を考察していく。

（3）論告求刑とその背景

五・一五事件裁判の特徴として、同一事件につき陸軍軍法會議、海軍軍法會議及び通常裁判所の3カ所で審理されたという事実を挙げられる。そして本事件裁判は、後年多くの批判を受けることとなるのであるが、その理由は、各裁判所の量刑に著しい不均衡があっ

¹⁴ 陸軍軍法會議法案と海軍軍法會議法案の審議記録『陸軍治罪法海軍治罪法改正案共同調査委員會議事録』（出版元、出版年不明）によれば、陸軍省法務局長志水小一郎の「検察権ハ軍政ノ範圍ニ屬ス（中略、引用者）固ヨリ長官隊長ハ統帥権ノ側ヨリシテ形式ニ於テ検察権ト類似シタル權ヲ有スレトモ這ハ検察権ト稱スヘキモノニ非ス」（16頁）との見解で合意された。その一方で、海軍省法務局長内田重成は「固ヨリ統帥権ノ側ニ付テ規定スルコト必スシモ絶対不可能ニ非ス」（24頁）との補足意見を述べており、軍検察権の本質が、如何に難解な性格のものであったかを象徴している。

たからであり、ここでこの点について詳しく見てみたい。

検察官による論告求刑は、陸軍側が最も早く、1933（昭和8）年8月26日に行われた。匂坂陸軍検察官は、陸軍士官学校生徒は海軍士官に從属して事件に關与したのものとして、陸軍刑法第25条第2号後段（以下の下線部）を適用して、禁固8年を求刑した。なお、軍刑法では罪名を「叛乱」としながらも、条文中では「反乱」と表記しており、以下、罪名を指す場合は「叛乱」と記述する。

叛亂ノ罪

第二十五條 黨ヲ結ヒ兵器ヲ執リ反亂ヲ爲シタル者ハ左ノ區別ニ從テ處斷ス

- 一 首魁ハ死刑ニ處ス
- 二 謀議ニ參與シ又ハ群衆ノ指揮ヲ爲シタル者ハ死刑、無期若ハ五年以上ノ懲役又ハ禁錮ニ處シ其ノ他諸般ノ職務ニ從事シタル者ハ三年以上ノ有期ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス
- 三 附和隨行シタル者ハ五年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス（下線部は引用者）

一方、海軍側の論告求刑は、同年9月11日に山本海軍検察官から申し渡された。陸軍刑法第25条と同一内容の海軍刑法第20条を適用したが、山本はその第1号及び第2号前段を適用して、3名に死刑、その他の者には同条及び第27条叛乱予備等を適用し、無期懲役から禁固3年を求刑した。これに対し、同年11月30日の民間側の求刑は、殺人、殺人未遂及び爆発物取締罰則違反等によって、無期懲役から懲役7年であった。

まず、この段階におけるそれぞれの求刑で気付くのは、軍法会議では軍刑法の叛乱罪を適用しているのに対し、通常裁判所は叛乱罪に相当する刑法の内乱罪を適用せず、殺人等の罪によって求刑している。この罪状の相違が、結果的には民間側の重い科刑に繋がるのであるが、これについて「東京地方裁判所と東京控訴院は、民間側被告人に対し陸（海）軍刑法の叛乱罪を適用せず、殺人幫助、騷擾罪などを適用したのだが、大審院はこれを覆し民間人にも叛乱罪を適用すべきであると判決した」¹⁵とする記述が見られる。しかしこれには疑問があり、殺人よりも罪が軽減される可能性のある内乱罪の適用を訴えた3名の被告人に対し、大審院は当時の刑法第77条第1項「政府ヲ顛覆シ又ハ邦土ヲ僭窃シ其他朝憲ヲ紊乱スルコトヲ目的トシテ暴動ヲ爲シタル者」とする内乱罪の適用を否定した。すなわち、「本條ニ云フ朝憲ノ紊乱トハ、國家ノ政治的基本組織ヲ不法ニ破壊スルコトヲ云ヒ、從テ、其ノ例示テアル政府ノ顛覆トハ、内閣制度ヲ不法ニ破壊スルヤウナコトヲ意味シ、單ニ内閣ヲ更迭スル目的テ首相ヲ殺害スルコトハ之ニ當ラナイ」¹⁶と判示し、一審及び二

¹⁵ 原・澤地・匂坂『検察秘録 五・一五事件 I』60頁等。

¹⁶ 大判昭10・10・24刑集14・1267。

審判決を支持しているから、指摘のような判決変更の事実はなく、裁判所の判断は一貫している。いずれにせよ、ともに叛乱罪を適用しながら、首魁に対して死刑を求刑した海軍側の求刑に比べて、陸軍側の求刑は、著しく軽いものだった。

陸軍検察官がこのような求刑を行った背景には、軍上層部の強い意向があったといわれているが、それには、政党政治の腐敗に対する国民の不満と不可分の、軍部に対する支持も大きく影響していた。このため、世論は概して被告人たちに同情的であり、本事件裁判を穏便に処理しようとする軍上層部の意向も相まって、その軍法会議は異様な光景に包まれていた。特に「陸軍側の減刑嘆願書は三十五万通に達し、(中略、引用者)西村裁判長はこの減刑嘆願書を法廷の裁判官の前の机に積んで審理を行った。この減刑嘆願書は陸軍省新聞班が新聞を煽り在郷軍人会を動員して陸軍大臣のもとに集めたものといわれ(中略、引用者)陸軍大臣が先頭になって行う輿論操作の昂まり」¹⁷という様相を呈していた。あたかも陸軍軍法会議判決を報じる1933(昭和8)年9月20日付の東京日日新聞夕刊の一面には、裁判官席前の机に嘆願書が山のように積まれた、第1師団軍法会議公判廷の写真が掲載されている。

このような雰囲気は海軍側も同様で、事件から1年後の1933(昭和8)年5月17日に発表された陸海軍大臣の談話は、被告人たちを擁護する趣旨では共通しており、「海軍においても、青年将校の犬養首相殺害と、国憲に対する反乱行為を是認する空気が昂まっていた」¹⁸。しかし、山本の論告求刑内容は、匂坂のそれとは大いに趣が異なっていた。山本の論告求刑を報じた33(同8)年9月12日付の時事新報には、その論告要旨が掲載されている。それによると、「本件は海軍部内に於ける國家革新を企圖する團體、陸軍部内に於ける同種の團體及民間に於ける同種の各團體が共通な目的に向かって合流結合したるもの」であると、事件の本質を明確に指摘している。

そして、陸軍刑法第25条と同一内容の海軍刑法第20条の叛乱罪を適用し、古賀中尉には同条第1号の「首魁」と認定して死刑を、さらにその他の5名の者についても同条第2号の前段「謀議ニ參與シ又ハ群衆ノ指揮ヲ爲シタル者」として死刑から無期禁固を求刑し、これ以外の4名については叛乱予備罪を適用して禁固6年から同3年を求刑した。当該時事新報は、「血涙法を護る」との見出しを付け、山本の顔写真とともに「陸軍側とは異なる印象」との表現を用いて、海軍側の論告求刑を極めて肯定的な記事を添えて掲載している。山本の行った論告の内容は、次のように要約される。すなわち、被告人の事件に対する動機として、①政党・財閥の墮落、②農村の窮状、③ロンドン条約問題に端を発する統帥権干犯問題—の三つを挙げている。そのうえで、①及び②について、彼らの認識不足と無謀

¹⁷ 原・澤地・匂坂『検察秘録 五・一五事件 IV』16-17頁。

¹⁸ 同上、20頁。

さを糾弾し、さらに③については、法廷で論じるものではないと切り捨て、事件における被告人の責任の重大さを指摘した。

また山本論告の際立った特徴は、論告の中で1931（昭和6）年の十月事件について「某事件」と表現することによって、本事件の背景を鋭く指摘したことにある。山本論告をして「十月事件にはほとんど指一本ふれ得なかつた陸軍軍法会議との歴然とした差がある」¹⁹と、今日でも高く評価する見方がある。叛乱罪で断罪しようとしたことは匂坂と同様であったが、事件の本質について言及するばかりか、首魁1名を含む主導的立場にあった者3名に死刑を求刑したことは、士官と候補生の違いがあるにせよ、陸軍側とは大いに異なっていた。ともあれ、陸軍側の論告に象徴されるように、軍内外に対する配慮が滲み出た、五・一五事件裁判の公判審理の状況をあらためて見てみると、軍法会議における司法権の行使とは一体何であったのか、甚だ疑問に感じざるを得ないのである。

（4）判決とその意義

1933（昭和8）年9月19日、陸軍第1師団軍法会議において、陸軍側の判決が言い渡された。西村裁判長は、匂坂検察官の論告に沿って、陸軍刑法第25条叛乱罪の第2号後段を適用しつつ、「その原因動機目的については諒とすべきものある」として、11名の被告人全員に、禁固8年の求刑に対して、同4年の刑を言い渡した。これを伝える翌20日付の東京日日新聞には、「寛大の裁断にただ感泣」する特別弁護人の談話や、この陸軍判決に力を得た海軍側弁護団の状況とともに、「任務は終わった 批判は後世に待つ」との西村の談話が掲載されている。本事件が二・二六事件に繋がっていく、その後の我が国の歴史を振り返るとき、この西村談話には感慨深いものがある。

一方、同年11月9日に東京軍法会議で言い渡された海軍側の判決も、山本検察官の当を得た指弾にも拘わらず、陸軍側と同様に、あるいはそれ以上に刑が軽減されていた。すなわち、叛乱罪によって死刑を求刑された3名については、禁錮15年から同13年、無期禁錮を求刑された3名には禁錮10年が、また叛乱予備の罪に問われて禁錮6年から同3年を求刑された者には、それぞれ執行猶予付きの禁固6年から同3年が言い渡された。判決謄本には、「黨ヲ結ヒ兵器ヲ執リ反亂ヲ爲シ謀議ニ參與シタル所爲ハ各海軍刑法第二十條第二號前段ニ該當シ其ノ罪責實ニ重大ナリト雖憂國ノ至情諒トスヘキモノアルヲ以テ右所定刑中有期禁固刑ヲ選擇」²⁰したとあり、またしても求刑とは大きく異なる判決となった。

¹⁹ 原・澤地・匂坂『檢察秘録 五・一五事件 I』32頁。なお、十月事件とは、橋本欣五郎陸軍中佐を中心とした「桜会」と大川周明らの民間右翼による、クーデター未遂事件といわれるものである。

²⁰ 海軍省「昭和八年公文備考 法務卷三」（防衛研究所所蔵）1943-1944頁。

この判決で特に注目すべきは、山本の重要な主張部分を見逃し、つまり、事件の背景を為す核心部分には全く言及していないことにある。また、1名の者を事件の首魁とした論告に対しても、他の被告人と同様に海軍刑法第20条第2号の「謀議ニ參與シ又ハ群衆ノ指揮ヲ爲シタル者」として認定し、しかも死刑判決を回避している。その理由は、「被告人一同ハ故海軍少佐藤井齋ヨリ直接又ハ間接ニ感化指導ヲ受ケ又井上日召等ト相識ルニ及ヒ愈其ノ所信ヲ鞏固ナラシムルニ至」²¹だったことにあるとして、事件の首魁は、事件前の上海事変で既に戦死していた藤井少佐と、民間右翼であると断定したのである。軍法会議検察官の論告求刑は、陸軍側では上層部の意向を強く反映していたと見ることもできるのに対し、海軍側は厳正かつ峻厳なものと思われたが、結果的には、両軍法会議ともに軍当局の意向に沿った結末を迎えることとなった。

旧法下における訴訟構造では、検察官に挙証責任²²がなく、したがって検察官の主張如何に拘わらず、裁判所が職権で犯罪真実の究明を行う構造になっていた。しかし、事件の真相は十分に究明されていないばかりか、極めて不可解な判決であり、これが軍法会議の実態だった。それにしても、当時の風潮にあらがうような論告求刑を行った、山本の真意は分からないが、ただ一つ確かなことがある。それは、山本は海軍軍法会議判決のあった翌年、1934（昭和9）年7月28日に急逝したという事実である。死因は化膿性耳下腺炎とされているが、陸軍内部の対立やクーデター計画にまで言及し、さらに統帥権干犯問題で揺れる海軍内部にも一石を投じた論告後の、心労によるものともいわれている。ともあれ、本来は長官に隷属する、すなわち、軍統帥系統の係累から逃れられないはずの検察官が、当局の意向とは異なるような求刑を行う一方、司法権の独立が保障されていたはずの裁判官が、当局の意向と世論に迎合するような判決を導き出したともいえる。ここに、行政組織と司法官署が一体となった、軍法会議の歪んだ本質が見えてくる。

いずれにせよ、陸軍軍法会議も海軍軍法会議も、事件の核心に迫ることなく、陸海軍内外への配慮を重視した、極めて政治的な意図を看取できる判決で決着した。このような歴史的大事件の軍法会議を主導した、陸海軍の法務部局の性格について、興味深い論考がある。それによれば、陸軍省法務局は「戦闘兵科、あるいは（中略、引用者）戦闘支援科に直接する軍政サイドの部局と異なり、支援勤務機関とも称すべき、地味な部局」であり、「軍政サイドの部局を中核にせざるを得ない陸軍省内部で、表立って認識される機会はその多くなかった」²³。したがって、司法に関わる事案が生じたような場合にこそ「要綱

²¹ 海軍省「昭和八年公文備考 法務卷三」1829頁。

²² 訴訟において一定の事実の存否が確認されない場合に、その存否が確認されないことにより当事者の一方に帰せられる不利益。現行法では、検察官に犯罪事実の挙証責任がある。

²³ 北博昭「東京陸軍軍法会議の設置と陸軍省法務局」『日本歴史』第427号（1983年12月）58頁。

に沿った軍政サイドの期待に適う法理を提供することで、平常の業務において等閑視されていたのとは対照的に、そのレーゾンデートルを示すに至る」²⁴のであるという。法務官で構成する陸軍省法務局の実態を示唆する分析であるが、海軍についても同様の状況であって、法理論に則り純粹に司法を掌る組織としては、本来的に限界のあったことがうかがわれる。そして、このような政治決着を図った五・一五事件軍法会議判決の2年半後に、またしても軍による大事件が生起するのである。

2 司法権独立の実態一・二・二六事件裁判一

(1) 事件の概要

満州事変勃発当時、陸軍内では天皇中心の国体至上主義を信奉し、直接行動による国家改造を企てる「皇道派」と称するグループと、財閥、官僚と手を結び、軍部勢力の伸張と総力戦体制の構築を目指す「統制派」と称するグループが対立していた。前者は荒木貞夫、真崎甚三郎両大将等を支持する、主として現場の部隊で勤務する青年将校によって構成され、これに対して後者は、軍務局長永田鉄山少将をリーダーとして、陸軍省や参謀本部といった、陸軍中枢部の幕僚将校を主体としていた。香田清貞、安藤輝三歩兵大尉らの皇道派青年将校は、民間の北一輝らの影響を受け、1936（昭和11）年2月26日の早朝、歩兵第1、第3連隊及び近衛歩兵第3連隊等の兵力約1,400名を率いて行動を開始し、首相官邸等を襲撃した。二・二六事件の勃発である。この襲撃によって、斉藤実内相、高橋是清蔵相、渡辺錠太郎陸軍教育総監及び警察官数名が犠牲となり、さらに反乱部隊は国会、首相官邸、陸軍省及び参謀本部周辺地域を占拠して、昭和維新の断行を目指した。

この蜂起に対し、当初の陸軍中央は確たる収拾策を採らなかったが、天皇の断固鎮圧の内意が示されるや迅速な対応に転じ、事件は発生から3日後に終息した。そして、この事件の軍法会議は、極めて特異なケースとして記憶されることとなる。すなわち、平時において、しかも国内で生じた事案であったにも拘わらず、この事件は、戦地等において臨時に設置される、特設軍法会議に準じた軍法会議で審理されることとなったのである。

同年3月4日の緊急勅令第21号「東京陸軍軍法會議ニ關スル件」によって、陸軍軍法會議法に規定しない「東京陸軍軍法會議」が臨時に設置された。そこでの審理は、陸軍軍人のみならず、本事件に関与した民間人にも管轄権が及び、さらに当該軍法會議は、特設軍法會議と見なすこととされた。特設軍法會議と見なすということは、被告人に弁護権の

²⁴ 北「東京陸軍軍法會議の設置と陸軍省法務局」『日本歴史』63頁。

保障はなく、また審判は公開されないばかりか、さらに上訴権も認められなかったことを意味する。このような、極めて政治的な陸軍中央の超法規的措置によって、19名の被告人は刑場の露と消えるとともに、ここに皇道派と呼ばれたグループは壊滅した。そしてこの事件を境として、統制派の陸軍内での主導的立場が確立し、我が国はこの陸軍統制派による軍閥支配の下、支那事変、大東亜戦争へと突入していくこととなる。

(2) 東京陸軍軍法会議の設置

事件鎮圧の翌3月1日、陸軍大臣は「事件関係者ノ摘発並捜査ニ関スル件（陸密第一四〇號）」を發出した。それは「今次ノ叛乱事件ニ関シ、其ノ發生ノ原因ハ極メテ広汎深刻ナルモノアルノミナラズ、此種禍根ヲ将来ニ絶滅スル為ニハ、部ノ内外ニ亘リ迅速且徹底的の措置ヲ施スヲ必要トス」²⁵というものであった。然るに、この示達には「極秘 事件処理要綱」が添付されており、同要綱の内容と日付から「緊急勅令によって東京陸軍軍法会議を特設して厳罰主義によって叛乱者を速やかに処断することなど、事件処理についての陸軍省当局の基本的態度は、二月二十九日段階ではほぼ固まっていた」²⁶と見ることができる。

同処理要綱には、緊急勅令による軍法会議の特設に加え、下士官兵に対しては情状を酌量する一方で、部内外の事件関係者の徹底的な摘発検挙によって、事件の厳正な処分に臨むことが示されている。また、高級将校の人事刷新、さらには後継内閣の構想等にまで言及しており、事件後に陸軍当局が推進する諸施策のほぼすべてが、この時点で策定されていたことには驚き入る。二・二六事件の本質として、実は周到に仕組まれたものであったとする説があり、「統制派の幕僚たちが、青年将校の暴発による非常事態に乗じて軍部の指導力を確立し革新を断行」²⁷すべく計画していたのだというのである。

さらに「五・一五事件ののち、この種の非合法手段による軍事クーデター対策が軍中央部で研究された。（中略、引用者）右翼又は青年将校のクーデターに対し、戒厳令をもって詳細なカウンタークーデターの計画であり、いわば非合法の反乱を軍事力で鎮圧するという合法的な手段によって、事実上の軍事政権を樹立することを目的とした計画」²⁸であったとまでいわれている。現に、本事件の後に真崎、荒木両大将らは待命となって皇道派は陸軍から一掃されるとともに、陸海軍大臣現役制の復活（昭和11年勅令第63号）²⁹や

²⁵ 原・澤地・匂坂『検察秘録 二・二六事件 I』335頁。

²⁶ 林茂編『二・二六事件秘録（一）』（小学館、1971年）17頁。

²⁷ 前田治美『昭和叛乱史』（日本週報社、1965年）355頁。

²⁸ 大江志乃夫『統帥権』（日本評論社、1983年）175頁。

²⁹ 政党勢力の軍部内への浸透を防止する趣旨で、1900（明治33）年の陸軍省・海軍省官制改正で、陸海軍大臣は現役の大・中將とすることが明記された。その後、第一次護憲運動等を背景として1913

陸軍省機構の改正（同第 211 号）等が次々に実行に移されたという事実がある。この要綱には、軍中枢部の幕僚らによって策定された「ただ、事件を起こした将兵をどうするかといった目前の療法を記したに止まらず、事後を見据えた陸軍当局の長期的な政策的決意」³⁰が示されていたと捉えられる。

事件処理の方針に従って、特別の軍法会議設置への動きが始まった。陸軍大臣示達のあった 3 月 1 日の午後には、「不祥事件ニ対スル軍法会議構成ニ付、緊急勅令ヲ仰グベク閣議」³¹が開かれた。翌 2 日には枢密院において「東京陸軍軍法會議ニ關スル件審査委員會」が開催され、「岡田内閣總理大臣ヨリ本案ノ勅令ヲ必要トスル理由及其ノ内容ニ付説明アリ更ニ川島陸軍大臣及小原司法大臣ヨリ補充的説明」のあった後、「委員間ノ協議ニ入り各員ヨリ夫々意見陳述ノ後本案ハ此ノ儘可決セラレ然ルベキ旨全會一致ヲ以テ議決」³²した。

そして 3 日、委員長枢密顧問官荒井賢太郎から枢密院議長一木喜徳郎に「東京陸軍軍法會議ニ關スル件審査報告」が提出された³³。それによれば、このような陸軍軍法会議法に規定しない軍法会議の設置理由として、被告人の軍人が複数の部隊に所属し、また民間人も含まれていることから、「各所属軍法会議に分けて審理することの不便さ」及び「軍法会議と通常裁判所に分けることの不適切さ」の 2 点を挙げ、さらに「この種の裁判では被告人の法廷闘争の場となる」ためであるとする。軍法会議特設の理由としたこれらの事項には、まさに五・一五事件裁判の再来に対する危惧を、明確に読み取ることができよう。ちなみに、東京陸軍軍法会議設置に関するこれらの理由について、法的側面から、多くの問題があるとする論考がある³⁴。当該論考は、法学の専門的見地からの玉稿であり、同軍法会議の設置について、極めて示唆に富む論点が提示されている。しかしながら、本稿では紙面の制約もあることから、憲法解釈を含むこの点に関する詳細な考察は、稿を改めることとしたい。ともあれ、事件の解決からわずか 4 日後の 3 月 4 日、次の 6 箇条からなる「東京陸軍軍法會議ニ關スル件（昭和十一年勅令第二十一號）」が公布された。

東京陸軍軍法會議ニ關スル件（昭和十一年勅令第二十一號）

第一條 東京ニ東京陸軍軍法會議ヲ設ク

（大正 2）年に現役武官制が廃止され、任用範囲は予備役、後備役の将官にも拡大された。然るに、本事件後に旧制に復したのであり、これによって軍部は内閣の死命を制する武器を手にした。

³⁰ 北「東京陸軍軍法會議の設置と陸軍省法務局」『日本歴史』60 頁。

³¹ 本庄繁『本庄日記』明治百年叢書 13（原書房、1967 年）283 頁。なお、勅令とは大日本帝国憲法下で天皇により制定された法形式の一つであり、大権事項について法規を定立する場合に用いられた。また、公共の安全等のために、緊急時に発せられるものを緊急勅令と称した。

³² 「東京陸軍軍法會議ニ關スル件（三月二日）」（国立公文書館所蔵）38-42 頁。

³³ 「東京陸軍軍法會議ニ關スル件審査報告」（国立公文書館所蔵）

³⁴ 松本一郎「東京陸軍軍法會議についての法的考察」『獨協大学法学部創設 25 周年記念論文集』（第一法規出版、1992 年）及び同『二・二六事件裁判の研究』（緑蔭書房、1999 年）

第二條 東京陸軍軍法會議ハ陸軍大臣ヲ以テ長官トス

第三條 東京陸軍軍法會議ハ陸軍軍法會議法第一條乃至第三條ニ記載スル者ノ犯シタル
昭和十一年二月二十六日事件ニ關スル被告事件ニ付管轄權ヲ有ス

第四條 師團軍法會議ノ長官ハ捜査ノ報告ヲ受ケタル前條ノ被告事件ヲ東京陸軍軍法會
議ノ長官ニ移送スベシ

前項ノ規定ニ依リ東京陸軍軍法會議ノ長官移送ヲ受ケタルトキハ捜査ノ報告アリタル
モノト見做シ處分スベシ

第五條 東京陸軍軍法會議ハ陸軍軍法會議法第一條乃至第三條ニ記載スル者以外ノ者ガ
同法第一條乃至第三條ニ記載スル者ト共ニ昭和十一年二月二十六日事件ニ於テ犯シタル
罪ニ付裁判權ヲ行フコトヲ得

第六條 東京陸軍軍法會議ハ陸軍軍法會議法ノ適用ニ付テハ之ヲ特設軍法會議ト見做ス

ここにある、陸軍軍法會議法第1条ないし第3条に記載した者とは、陸軍軍人及び軍属等
をいい、それ以外の者とは、民間人を指していた。つまり、これによって、本事件に関
する被告人全員を、一つの軍法會議で審理する態勢ができあがったのである。しかも、そ
の軍法會議は特設軍法會議と見なされたため、弁護人の関与、審判の公開及び上告に関す
る規定はもとより、裁判官の除斥・回避³⁵等、被告人の人権擁護のための重要な規定が、
すべて適用されなかった（86、93、417、418）。

(3) 判決と東京陸軍軍法會議の終結

被告人数の多さから、東京陸軍軍法會議は、五つの公判廷に分けて審理されたが³⁶、「検
察官を指揮・総括した者は匂坂春平法務官であり、公訴提起はすべて彼の名で行われた」³⁷。
また、各部隊に判士要員の派出を依頼した文書「東京陸軍軍法會議判士出頭ニ關スル件」³⁸
によれば、判士、すなわち裁判官としての将校が、陸軍省や参謀本部、教育總監部、さら
には師団隷下の各部隊から、合計 26 名も召集されていた。

法務官についても、陸軍省法務局はもとより、高等軍法會議と各師団軍法會議所属の 33

³⁵ 除斥とは、裁判官等が事件の当事者又は事件と特殊な関係にあり、その公正につき客観的疑念を
生じさせる場合に、その職務執行から排除されることをいい、回避とは、裁判官等が除斥等の理由が
あると考える場合に、自発的に裁判への関与を避けることをいう。

³⁶ 公判廷の内訳は、第一（将校判）、第二（下士官班甲）、第三（下士官班乙）、第四（兵班）及び
第五（常人、すなわち民間人班）である。

³⁷ 松本「東京陸軍軍法會議についての法的考察」『獨協大学法学部創設 25 周年記念論文集』314 頁。

³⁸ 陸軍省「昭和十一年 密大日記 第二冊」（防衛研究所所蔵）1393-1394、1850-1851、1898-1899、
1911-1912 頁。

名が集められ、それぞれ裁判部と検察部に振り分けられたが、訴訟手続上は全く独立しているはずの予審官と裁判官を兼ねる法務官がいたことが、匂坂資料によって明らかとなっている³⁹。裁判官が除斥される場合の一つである、「裁判官事件ニ付捜査、豫審又ハ前審ニ干與シタルトキ」(81)であり、通常ならば「法律ニ依リ職務ノ執行ヨリ除斥セラルヘキ裁判官審判ニ干與シタルトキ」(424の2)に該当するものとして、上告理由に相当した。上告規定が除外されていたとはいえ、捜査の延長との性格を併せ持つ予審に従事する予審官が、裁判官を務めるのであるから、裁判とはまさに名ばかりの状況であったろう。審理は迅速に進められ、1936(昭和11)年7月5日の第一次判決から37(同12)年8月14日の第三次判決によって、民間人4名を含む19名もの被告人に死刑が、またその他の被告人にも極めて重い刑を言い渡して、二・二六事件裁判は終わった。

閣僚を殺害し、首都の治安を大混乱に陥れた責任は免れ得ないが、それにしても峻厳に過ぎる判決ではなかったか。判決のうち、5名の判決は求刑を上回っていたうえ、この事件に19名もの死刑判決者を数えねばならないほどの、刑事責任を問うべき凶悪性があったとは、到底思えない。事件の組織性や計画性において、歴然とした差があったにせよ、同様の背景によって引き起こされた五・一五事件裁判の、不可解ともいえる軽い判決と比べると、一層その不条理さを感じざるを得ない。特に、元将校の2名以外の4名の民間人にも死刑が言い渡されているが、このうち3名は「事件の実行計画にほとんど関係なく、行動にも参加していない」⁴⁰とまでいわれているのである。

ともあれ、7月7日付東京日日新聞の記事によれば、7月5日の第一次判決について、陸軍省は7日午前2時になって初めて発表している。その記事は、陸軍省の発表内容をそのまま伝えるもので、五・一五事件判決当時の「名判決」などと讃える大様な論調は、全く見られない。あまりにも無機質な紙面が、この事件に対する峻厳な判決内容を一層際立たせていて、報道には不気味な印象さえ抱かせるのであるが、同時にそれは、軍の措置に対して一切の批判を許さない、当局の意思表示とも受け取れよう。

さらに、本裁判が不条理なものであったことを象徴する事例として、北や西田ら民間人の第三次判決までに長期間を要したという事実があり、それは「陸軍省と判士の意見が対立したためおくれ」⁴¹たのであって、軍法会議の「合議の紛糾にあったことは明らかである」⁴²といわれている。すなわち、「北、西田に対して陸軍省では最初から死刑にせよと主張した。裁判長は吉田恵少将であるが、調べてみるとどうしても首魁とするには証拠が不

³⁹ 原・澤地・匂坂『検察秘録 二・二六事件 II』71、79、566頁。兼務の法務官とは、民間人の北一輝や西田税の予審官を務めた伊藤章信法務官であり、第五公判廷の裁判官でもあった。

⁴⁰ 原・澤地・匂坂『検察秘録 二・二六事件 I』25頁。

⁴¹ 前田『昭和叛乱史』360頁。

⁴² 松本『二・二六事件裁判の研究』295頁。

十分である。もしこれに極刑を科すなら、同列な嫌疑のある真崎大将や、山口大尉も極刑にすべきだ。さらに香椎中将もおかしいと、強く陸軍省の干渉に反対した。しかし裁判官中には陸軍省の方針を支持する者があって結局、両人は首魁として極刑を科せられた⁴³というのである。これは、吉田裁判長が、陪席の判士に宛てた書簡の内容に基づいたものとされているが、これが真実だとすれば、軍法会議の実態、ここに極まれの観がある。

ちなみに、この記述に表れている真崎甚三郎大将、香椎浩平中将及び山口一太郎大尉のその後の状況についても確認しておきたい。山口大尉は、本事件の協力者の一人として、東京陸軍軍法会議で陸軍刑法第 30 条「反亂者ヲ利スル」罪で起訴され、第二次判決において無期禁固の刑を言い渡されている。一方、真崎大将は、皇道派の総帥のように考えられていたため、当初から事件の黒幕の一人として捉えられており、同人に対する公判は、1937（昭和 12）年 6 月 1 日から、常設軍法会議である第 1 師団軍法会議で始まった。罪名は、同じく「反亂者ヲ利スル」罪である。真崎の公判に際し、陸軍当局は厳重な警戒態勢をとっていたことが、「真崎大将公判ニ際ニ於ケル警戒ニ關スル件（昭和十二年陸密第八三六號）」という、同年 5 月 29 日付の陸軍次官から憲兵司令官への依命通牒⁴⁴からうかがい知ることができる。

この依命通牒によれば、真崎に対する裁判は、陸軍軍法会議法の「安寧秩序若ハ風俗ヲ害シ又ハ軍事上ノ利益ヲ害スル虞アルトキハ辯論ノ公開ヲ停ムル決定ヲ爲スコトヲ得」（372）の規定を適用し、非公開で進められていたことが分かる。さらに、陸軍省当局は憲兵隊を動員して警戒を強め、処刑された被告人らの同調者による過激行動等、不測の事態に備えていたことも判明する。ことほどさように、二・二六事件裁判に対する判決が理不尽なものであり、これが新たな反乱行動の原因となり得る可能性について、当局自身が十分に認識していたことを示している。ともあれ、公判審理の状況は史料がなく不明であるが、結局、真崎には 9 月 25 日に無罪判決が言い渡されている。

また、東京警備司令官で、戒厳司令官に任ぜられていた香椎中将はどうであったか。事件勃発直後から香椎は不可解な行動をとっていたが、特に 2 月 27 日に反乱部隊を戒厳下の警備部隊に編入したことが、その嫌疑を一層強くしていた⁴⁵。このため、匂坂は陸軍刑

⁴³ 高宮太平『順逆の昭和史』（原書房、1971年）271頁。著者の高宮は、当時朝日新聞の陸軍担当記者であり、陸軍内部の機微にわたる情報に接することのできる立場にあった。

⁴⁴ 陸軍省「昭和十二年 密大日記 第四冊」1930-1934頁。

⁴⁵ 本事件の背景を強く示唆する「陸軍大臣告示」なるものがあり、これには反乱部隊の行動を正当化する表現が含まれており、当日の午後 3 時頃に各師団に下達されたというのが定説だった。ところが、1989（平成元）年に公表された匂坂資料によって、香椎中将が既に午前 10 時 50 分頃に近衛師団に伝達していた可能性を捉え、匂坂検察官が香椎司令官を「叛軍一味」として追求しようとした事実を明らかにした（『検察秘録 二・二六事件 I』33頁）。その後、東京地方検察庁で関係史料が発見されるに及んで、ほぼこのことが裏付けられたとされている（原秀男『二・二六事件軍法会議』（文

法第 30 条「反亂者ヲ利スル」罪と同第 46 条「部下多衆共同シテ罪ヲ犯スニ當リ鎮定ノ方法ヲ盡ササル」罪の容疑によって、香椎の身柄を拘束したうえで予審に付そうと考えていた。ところが、東京地検に保存されていた、匂坂による捜査報告に添付された意見書には「辱職及叛乱共ニ證據備ハラス」との朱書き訂正の跡があり、捜査が打ち切られたことを示している。このことはすなわち、「大臣の意図に従って香椎中将に対する強制捜査を断念せられ」⁴⁶たことを意味すると解釈されている。

真崎は起訴された一方、香椎は予審に付されることもなく、捜査は終結したという違いがあり、この点に関連して、陸軍上層部の圧力を背景とした、匂坂の司法判断に関する論争が行われたことがある⁴⁷。しかし、陸軍法務官の本質的立場からすれば、そのような論争には意味がないことを、次の理由によって論破した論考がある。すなわち、「法技術者として、定められた方針に従い、その方針が全うせられるように法的側面から助力すべき役割を課せられているのが、陸軍法務官」であって、「匂坂はこれ以上でも以下でもない」と指摘したのである⁴⁸。つまり、真崎の場合も香椎の場合も、匂坂が捜査と予審の結果に対する意見書を二通り作成していた事実を捉え、「陸軍当局の意向に適うよう、選択的に、真崎へは『案 1』の起訴と『案 2』の不起訴を、香椎へは身柄拘束案と身柄不拘束案＝真相追求中止案を出す。その上、各選択肢それぞれにコメントを付ける。陸軍法務官の分をわきまえたやり方」⁴⁹とするこの論者の分析には、説得力がある。

真崎裁判終結から 4 日後の 1937（昭和 12）年 9 月 29 日、「東京陸軍軍法會議審理完了ノ件（陸密第一一〇三號）」⁵⁰が発出された。陸軍省から陸軍全般宛て「今次真崎大将ニ對スル裁判終結ヲ以テ東京陸軍軍法會議ニ於ケル二・二六事件ニ關スル被告事件一切ノ處理ヲ完了セリ」と通知された。そして翌 38（同 13）年 4 月 9 日に、東京陸軍軍法會議の設置を定めた昭和 11 年勅令第 21 号は、法律第 80 号によって廃止された。

また、これを受け、「軍法會議ヲ廢シタルトキハ陸軍大臣ハ後繼軍法會議ヲ指定スヘシ」（29）との規定に基づき、同日付で陸軍省告示第 18 号が発出された。それは、「東京陸軍軍法會議ノ後繼軍法會議ハ陸軍高等軍法會議トス」というものだった⁵¹。後繼軍法會議と

藝春秋、1995 年）37-39 頁）。

⁴⁶ 原『二・二六事件軍法會議』63 頁。

⁴⁷ 1988（昭和 63）年の、澤地久枝による「法の論理に徹した大法務官」とする説と、池田俊彦の「憐むべきオポチュニスト」とする説の対立である。

⁴⁸ 北博昭「東京陸軍軍法會議検察官匂坂春平の虚実」『日本歴史』第 516 号（1991 年 5 月）73-74 頁。

⁴⁹ 北「東京陸軍軍法會議検察官匂坂春平の虚実」『日本歴史』75 頁。

⁵⁰ 陸軍省「昭和十二年 密大日記 第四冊」1927-1928 頁。

⁵¹ 同上、1889 頁。

して高等軍法会議が指定されたということは、再審⁵²の請求は高等軍法会議に行うことができる（484）ことを意味していた。しかし、この措置はあくまでも法規定に基づく形式的なものであって、当時の情勢下で、刑死者の遺族等が再審請求することなど現実的にはあり得ず、二・二六事件裁判は終わった。こうした一連の措置によって、「軍の政治的干渉ないし政治支配実現のためのもっとも有力有効な装置の一つ」⁵³となり、「およそ裁判の名に値しない、権力による殺人のための密室のセレモニー」⁵⁴とまで形容された東京陸軍軍法会議は、終結したのである。

おわりに

両事件は、それぞれ海軍及び陸軍の青年将校が、民間右翼と連繋して惹起したクーデター未遂事件という、本質的な性格では共通しているが、事件に対する軍法会議の判決内容において、その相違はあまりにも大きい。すなわち、五・一五事件は一国の首相を暗殺したテロ事件であったにも拘わらず、一人の被告人にも死刑の言い渡しがなかったのに対して、二・二六事件では犠牲者の数が多数にのぼるとはいえ、実に 19 名もの被告人が極刑に処されている。ここに、通常裁判所の司法判断とは異質の、軍法会議における、政治的意図に由来する司法判断を看取できる。

五・一五事件裁判の特徴は、陸海軍ともに常設軍法会議の公開法廷で審理されたため、そこでは活発な法廷闘争が展開され、これが被告人に同情的な世論を煽る結果となった。さらに、陸海軍上層部の、本事件を穏便に処理しようとする意向も作用して、同裁判は、およそ適正な司法権行使の場とはいえない難い様相を呈することとなる。このことは、特に陸軍軍法会議における、検察官の対応が強く示唆しているのであるが、もともと軍検察権は軍政に属するものとされていた。つまり、軍法会議検察官とは軍法会議長官、ひいては陸海軍大臣の指揮監督を受けるのであり、したがって個々に検察権を執行する一般の検事とは異なり、軍上層部の意向に従うという本質的な性格を有していた。軍法会議長官をして「県知事が地裁所長、地検検事正を兼ね、且つ、県警本部長を兼任するようなもの」⁵⁵と比喻される所以である。

このような、上層部の意向が検察官に強く影響していたことを示唆する陸軍軍法会議に対して、海軍軍法会議の検察官の対応は対照的に捉えられる。すなわち、海軍上層部の意

⁵² 確定判決に重大な瑕疵がある場合に、当事者の申立て等によって判決を再度審判する手続。旧法下では被告人の利益、不利益を問わず行われたが、現行法では利益となる場合のみである。

⁵³ 我妻栄編：『日本政治裁判史録 昭和・後』（第一法規出版、1970年）602頁。

⁵⁴ 松本「東京陸軍軍法会議についての法的考察」『獨協大学法学部創設 25 周年記念論文集』325頁。

⁵⁵ 西村峯裕「我が国における軍事司法の可能性」『産大法学』39巻第1号（2005年7月）127頁。

向に反するかのように、その論告求刑は、死刑を含む峻厳かつ適正なものであるとともに、そこには軍内部の闇を照らすかのような、核心に迫る内容を含んでいた。しかしながら、海軍軍法会議の下した判決には、陸軍側と同様に、またしても世論への迎合と陸海軍部内への政治的配慮の痕跡を、明確に読み取ることができるのである。結局、本件の陸軍軍法会議は、検察、司法の双方が、上層部が示した方針に忠実に行動したと結論づけることができる。これに対して、海軍軍法会議では、統帥権の係累から逃れられない検察官が、上層部の意向に反するかのような求刑を行い、逆に司法権の独立が保障されていたはずの裁判官が、上層部の意向と世論に迎合した判決を導き出したといえる。このように、両裁判は対照的に捉えられるものの、いずれの場合も、行政組織と司法官署が一体となった、軍法会議の歪んだ本質が浮かび上がってくる。

一方、二・二六事件を審理した東京陸軍軍法会議は、法の想定しない枠組みを以て設置された。それは、国民の裁判を受ける権利を保障した、大日本帝国憲法の規定に抵触した可能性も否定し得ない、当時の法感覚からしても極めて不条理な裁判であった。同軍法会議設置の背景に、世論への配慮を強いられた五・一五事件裁判への反省と、軍検察権を掌る、軍政からの強い要求があったことは間違いない。一般論上の解釈はともかく、司法作用の場においては、軍政と軍令の境界は非常に曖昧であり、したがって、軍政に属する軍検察権が、統帥権から発動される可能性を避けることはできなかつた。であるからこそ、司法権の統帥権からの独立を保障するのが軍法会議法であって、その目的は、まさに「統帥権と司法権の調和」を図ることにあつた。しかしながら、二・二六事件裁判の実態は、軍政・軍令のいずれの側面からであるにせよ、軍の政治的意図を露骨に体现した検察と、同じく軍当局の方針に支配された司法の、合議体といっても過言ではなかつた。軍法会議法が理念とした司法権の独立が、実は全く機能していなかつたことを、同事件裁判はいみじくも示しているのである。

このように、両事件裁判の考察から判明するのは、軍法会議が軍当局の軍政、ないしは統帥の一手段として運用されていたという側面である。確かに、軍という一種の行政機関が司法権を行使していたことは、厳然とした事実であり、今日では到底許されるものではない。しかしながら、旧憲法下における当時の法感覚からすれば、軍法会議とは「實質的には國の司法機關たるよりも、寧ろ軍令機關たる要素を多分に含んで居る」⁵⁶、特殊な司法権行使の場として容認されていた。さらに「特別裁判所の制は、行政權と司法權との分離に對する一の例外を爲すもの」⁵⁷と受け止められていたことも、理解しておく必要はあろう。そして、旧陸海軍の軍法会議法が、あくまでも当時の法体系の枠内で、軍特有の要

⁵⁶ 美濃部達吉『逐條 憲法精義 全』（有斐閣、1927年）606頁。

⁵⁷ 同上、604-605頁。

求を反映しつつ、旧刑事訴訟法という一般法の規定に、最大限の整合が図られていたことも、紛れもない事実である。

しかし、同時にそのことは、軍の要求に対して一般法の規定を糊塗的に適用することによって、形式的に一般法に準拠する体裁を採っていたと見ることも、不可能ではない。就中、司法権独立は軍法会議法立法時の理念であったが、長官を頂点とする裁判構造が象徴するように、同法の規定そのものに、自らこれを否定するような根本的な欠陥が潜在していた。つまり、五・一五事件や二・二六事件のような裁判を可能にした、軍法会議法の本質とは、それが原理とした「統帥権と司法権の調和」というよりは、むしろ「統帥権を泉源とする司法権を具現化」するための手段であったとの結論に到達する。軍法会議法が掲げていた司法権独立の理念とは、このような有名無実なものに過ぎなかったのである。

本稿は、昭和の激動期における歴史的事件を通じて、旧陸海軍軍法会議法の本質の一端を考察するものであった。しかし、以上の分析が、同法に対する適正、かつ普遍的な評価と結論づけることは、尚早であろう。というのも、これらの事例が空前絶後の特異な事案であって、軍法会議法に対する、極めて否定的な評価を下さざるを得ない、特殊なケースであったかもしれない。したがって、これを適正に評価するためには、膨大な数にのぼる旧陸海軍軍法会議の実相を、つぶさに分析する必要がある。しかしながら、もともと現存するこの種の裁判史料が、非常に稀少であることに加え、歴史の風化にともなう、さらなる史料の散逸という状況も相まって、その作業は確実に困難になりつつある。

(元防衛研究所戦史部所員 防衛大学校防衛学教育学群 准教授)